

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者機構日本

ご担当者 様

ハルズコーポレーション株式会社
代表取締役 海渡 博子

申し入れ及び要請いただきました内容につきまして、社内で協議した結果、消費者様に誤解を招くおそれが生じるとの結論に至りました、つきましては以下の内容に訂正したいと考えております。

現契約書及び関連書類も同封いたしますので、ご査収のほど、よろしくお願いいたします。

○生体は、我々が人為的に製造・加工した品物ではなく・・・(略) いただきます。

変更後

生体は、我々が人為的に製造・加工した品物ではなくそれぞれが個性を有する「生き物」という特殊性(基本的に特定物売買)をご理解いただき、全てにおいての飼育放棄、及び原則として「返品、返金、交換、及び金銭による補償」はできない事(ただし、民法等の法令に基づく契約解除等の場合は除きます。)をご了承の上、ご契約いただきます。

○飼育管理上の過失・・・(略)

変更後

ご契約者様側の飼育管理上の過失に起因する病気・障害・死亡については保障ができません。

○ワングループの生命保障・・・(略)

変更後

ワングループの生命保障へご加入されない場合は、本保障制度による保障を受けることができません。(ただし、民法等の法令に基づく契約解除等の場合は除きます。)

